

増減事由用語の説明等

(凡例)

法・・・国有財産法

令・・・国有財産法施行令

細則・・・国有財産法施行細則

区 分	増	減	説 明 等
各区分に共通	購 入 寄 附 帰 属	消 滅	<p>国が国以外の者との間における売買契約等により土地建物等の所有権を次のような理由により取得した場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国が直接国の事務事業の用に供する目的をもって財産を購入したとき。 2. 提供財産の目的等をもって財産を購入したとき。 <p>国が国以外の者より、土地建物等の贈与を受けたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第239条第3項（解散法人の残余財産）、民法第239条第2項（無主の不動産）、同法第959条（相続人の不存在財産）、その他取得時効の完成、没収等によって国有となったとき。 2. 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）等の規定により、従前の国の公共施設の用に供されている土地に代えて新たな公共施設の用に供する土地が国庫に帰属したとき。 3. 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づき都市再開発事業による施設建築物（建物、工作物等）の一部が与えられたとき。 4. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき、独立行政法人から不要財産に係る国庫納付が行われた場合に、当該法人の主務省庁において、当該財産を台帳に登録するとき。 <p>1. 細則別表第二の「摘要」欄（以下「摘要欄」という。）中「国有財産が国以外の者に帰属したとき」とは、都市再開発法の規定により、建物、工作物及び立木竹が事業</p>

	<p>租税物納</p> <p>(何法) により代物弁済</p> <p>(何々) より引受</p> <p>引継取消</p> <p>(何々) より所管換</p>	<p>租税物納 取消・撤回</p> <p>財務省へ引継</p> <p>引受取消</p> <p>(何々) へ所管換</p>	<p>施行者に帰属したとき、又は上記「帰属」の項における2により新施設の土地が国に帰属したことに伴う旧施設の国有の土地が事業施行者に帰属したときをいう。</p> <p>2. 摘要欄中「期間の到来等によって消滅したとき」とは、地上権等及び特許権等の期間到来等により権利が消滅したときをいう。</p> <p>租税の収納官庁から物納財産を引き受けたとき。</p> <p>租税物納された財産について、収納官庁がその物納の許可を取消し又は物納撤回の承認をしたとき。</p> <p>国と国以外の者との間における国の債権で、租税以外に法令の規定に基づき債権消滅の原因として本来受けるべき給付に代って受けた給付であって、それが国有財産に該当するとき。</p> <p>なお、この場合台帳に登録される価格は、弁済を受けた債権の額による。</p> <p>財務省において、法第8条の規定により、各省各庁から用途を廃止した財産を引き受けたとき。</p> <p>各省各庁において、用途を廃止した財産を法第8条の規定により財務省に引き継いだとき。</p> <p>なお、この場合、各省各庁では、「用途廃止」の手続を行うが、台帳は、「引継」として減の整理を行う。</p> <p>各省各庁から財務省に引き継いだ普通財産について、取消理由の判明によりその引継ぎを取り消したとき。</p> <p>財務省において、各省各庁から引き受けた普通財産について、取消理由の判明によりその引受けを取り消したとき。</p> <p>各省各庁の長の間において、国有財産の所管を移したとき。</p> <p>なお、「所管換」については、次の点に留意する。</p> <p>1. 行政財産の用途を廃止して、法第8条の規定により財務省に引き継ぐ場合は、「財務省へ引継」とする。</p> <p>2. 財務省所管一般会計の普通財産を財務省所管の行政財産とした場合は、法第6条に定める「普通財産の管理及び処分の機関」としての財務大臣から法第5条に定める「行政財産の管理の機関」としての財務大臣へ財産の管理を移すことになるので「所</p>
--	--	--	---

			<p>管換」として取り扱う。</p> <p>3. 異なる会計間の所管換は原則として有償として整理されるので、この場合、受財産は有償所管換価額をもって台帳価格とする。</p> <p>4. 令第22条の2の第1号に規定する公園、広場以外の公共用財産（以下「公共物」という。）を公共物以外の国有財産とし、又は公共物以外の国有財産を公共物とした場合においては、所管換又は所属替の手続によってこれを行うが、台帳整理は、所管換等でなく「公共物より編入」、「公共物へ編入」とする。</p> <p>同一所管内で、国有財産の所属を移したとき。</p> <p>なお、異なる会計間の所属替については、原則として有償として整理されるので、この場合、受財産は有償所属替価額をもって台帳価格とする。</p> <p>1. 二以上の口座に整理されていた財産を、用途変更を伴わないで一口座に統合するとき。</p> <p>2. 例えば、本館と分館（飛地）とが一口座に整理されていたものを二口座に分割するとき。</p> <p>なお、口座間の増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p> <p>法第14条第2号及び第3号の規定により国有財産の分類又は種類を変更したとき。</p> <p>なお、増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p> <p>（注）「種別替」として台帳を整理するのは、各省各庁の同一部局内で、国有財産の分類又は種類を変更する場合に限られる。</p> <p>法第8条第1項但書きによる引継不要特別会計の財産及び引継不相当財産について、用途廃止後各省各庁において普通財産として台帳に登録するとき。</p> <p>なお、「用途廃止」及び「行政財産より組替」の台帳整理は、必ず同時に行うものとする。</p> <p>法第14条第4号に該当する場合で、同一部局内において所属口座の異動とともに用途の変更が行われたとき。</p> <p>1. 用途には、口座を設ける場合の庁舎、宿舍、学校、病院等の用途と台帳の用途欄に記入する庁舎敷地、運動場、本館、学生食</p>
	(何々)より所属替	(何々)へ所属替	
	(何々)より整理替	(何々)へ整理替	
	(何々)より種別替	(何々)へ種別替	
	行政財産より組替	用途廃止	
	(何口座)より用途変更	(何口座)へ用途変更	

			<p>堂等の使用区分上の用途があるが、「用途変更」とは前者の用途が変更したときをいう。</p> <p>2. 同一部局内の所属口座の異動であり、整理替を除いたものである。したがって、庁舎を宿舎に、庁舎敷地を宿舎敷地にする場合は、「用途変更」となり、同一口座内の庁舎を倉庫として内部改造を行わず使用するとき、建物の使用目的の変更であり、「用途変更」とはならない。</p> <p>なお、口座間の増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p> <p>(注) 同一口座内における建物を、他の用途に供するため、内部改造をしたときは「種目変更」であり、そのまま使用するとき、例えば事務所を倉庫として使用するとき、使用目的の変更であり「種目変更」でも「用途変更」でもない。</p> <p>既に台帳に登録し又は国有財産増減及び現在額報告書（以下「報告書」という。）に計上した数量又は価格について翌年度以降において誤りを発見し訂正するとき。又は数量、価格を訂正する場合において、他に適当な増減事由用語がないとき。</p> <p>その場合、根拠となる増減事由用語を冠記する。</p> <p>なお、「誤謬訂正」を台帳に登録するときは、訂正の対象となった年月日及び理由を台帳の備考欄（以下「備考欄」という。）に記入する。</p> <p>売払いとして既に台帳から除外した財産について、民法其他法令の規定に基づく取消原因が成立したことにより、当事者一方の意思表示によって売払いを取り消して、売払いの相手方から財産の引渡しを受けて再び台帳に登録するとき。</p> <p>売払いとして既に台帳から除外した財産について、民法上の解除原因（第541又は542条）若しくはその他の法令の規定による解除原因又は契約をもって特約した解除原因が成立し、その売払契約の解除をしたことに伴い、売払いの相手方から財産の引渡しを受けて再び台帳に登録するとき。</p> <p>国が国以外の者との間における売買契約により国有財産を売払いしたとき。</p> <p>譲与として既に台帳から除外した財産について、民法其他の法令の規定に基づく</p>
	(何々の) 誤謬訂正	(何々の) 誤謬訂正	
	売払取消		
	売払解除		
	譲与取消	売 払	

	譲与解除		<p>取消原因が発生したことにより、当事者の一方の意思表示により譲与を取り消して、譲与の相手方から財産の引渡しを受けて、再び台帳に登録したとき。</p> <p>譲与として既に台帳から除外した財産について、民法上の若しくはその他の法令の規定による解除原因又は契約をもって特約した解除原因が発生し、その譲与を解除したことに伴い、譲与の相手方から財産の引渡しを受けて、再び台帳に登録したとき。</p> <p>法令の規定に基づき、地方公共団体等に国有財産を無償で譲与したとき。</p> <p>国が所有する土地、建物、工作物等を政府出資法人等に対し、現物出資したとき。</p>
	新規登載	譲与 出資	<p>1. 旧内務省、旧陸軍省、旧海軍省及び旧軍需省所管の財産について、財務省への引継洩れを発見し、財務省所管一般会計普通財産として台帳に登録するとき。</p> <p>2. 摘要欄中「国有財産として国有財産台帳に登録すべきものの登録洩れを発見した場合」とは、明治7年地所名称区別により官民有が明らかにされた際に国有地として登録すべきものが登録洩れとなっていることを確認し、財務省所管一般会計普通財産として台帳に登録するときをいう。</p> <p>3. その他、仮設物、有価証券、立木竹、特許権等を国有財産に編入し、台帳に登録するとき。</p>
	(何年度何々の) 報告洩	(何年度何々の) 報告洩	<p>1. 台帳に登録するとともに報告書に計上すべきものの登録・計上洩れを翌年度以降において発見し、これを登録するとともに計上しようとするとき。</p> <p>2. 前年度以前において台帳に登録してあるが、報告書に計上洩れであったので、現年度において報告書に計上しようとするとき。</p> <p>なお、「報告洩」を台帳に登録するときは、登録すべきであった年月日及び理由を備考欄に記入すること。</p>
	価格改定	返還 価格改定	<p>「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号）」に基づいて供与を受けた艦船、航空機等を返還し、又は裁判の確定によって返還するとき。</p> <p>令第23条の規定により、国有財産の台帳価格を改定したことに伴う台帳価格の増減を整理するとき。</p> <p>なお、年度中の価格変動の履歴を残す必要がある場合は、台帳の備考欄に記入するもの</p>

<p>土地、立木竹、 建物、工作物、 機械器具、 船舶、航空機、 政府出資等</p>	<p>端数合算</p> <p>(何々)より 種目変更</p>	<p>端数切捨</p> <p>(何々)へ 種目変更</p>	<p>とする。</p> <p>数量の端数は、全額単位未満のもの及び特に単位未満を存する必要があるものを除き、原則として切り捨てられる。そのための台帳整理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財産の異動の結果、台帳の数量に端数が生じた場合は、「端数切捨」によりこれを切り捨てる。この切り捨てた端数は備考欄に記載する。 2. 備考欄に整理された端数を合算すると、単位数量以上となるときは、単位数量を「端数合算」として本欄に計上する。 3. 財務省所管一般会計の普通財産を各省各庁に所管換するときは、数量の端数を切り捨てた後、行うものとする。 <p>国有財産区分種目表（細則別表第1）に定める種目を変更した場合であり、区分の変更も含む（本通達の記の第2の3の(2)参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一口座内で種目（又は区分）が変更されたとき。 2. 転換社債が株式に転換されたことにより株券に変更するとき、又は、出資法人の改組により出資による権利が株券等に変更されたとき。 <p>なお、増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p>
<p>土地、立木竹、 建物、工作物</p>	<p>交 換</p>	<p>交 換</p>	<p>法第27条等法令の規定により交換した場合である。行政財産については、用途廃止した後普通財産として交換を行うものであるが、台帳の整理上は、行政財産の台帳において、「交換」として整理を行う。</p>
<p>土地、立木竹、 建物、工作物、 不動産の信託 の受益権</p>	<p>信 託</p>	<p>信 託</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国が国以外の者との間において、普通財産である土地（土地の定着物を含む。）を信託したことに伴い、当該土地の所有権を信託の受託者に移転したとき。 2. 1に伴い、国が受益者として不動産の信託の受益権を取得したとき。 <p>なお、増は不動産の信託の受益権に、減は土地、立木竹、建物及び工作物に使用するものとし、信託による増減の台帳整理は同時に行う。</p>
	<p>信託取消</p>	<p>信託取消</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信託により既に台帳から除外した財産について、信託契約に瑕疵があったことから当該契約を取消し、相手方から財産の引渡しを受けて、再び台帳に登録したとき。 2. 信託契約の取消しにより、不動産の信託の受益権が消滅したとき。

<p>土地、立木竹、 建物、工作物、 機 械 器 具、 船舶、航空機、 地上権等、 政府出資等</p>	<p>信託終了</p>	<p>信託終了</p>	<p>なお、増は土地、立木竹、建物及び工作物に、減は不動産の信託の受益権に使用するものとし、信託取消による増減の台帳整理は同時に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託期間の満了、信託の目的の達成等による信託の終了によって、信託財産が国に帰したとき。 2. 信託契約の終了により不動産の信託の受益権が消滅したとき。 <p>なお、増は土地、立木竹、建物及び工作物に、減は不動産の信託の受益権に使用するものとし、信託終了による増減の台帳整理は同時に行う。</p>
<p>土地、立木竹</p>	<p>収 用</p>	<p>喪 失</p>	<p>陥没、流失、倒壊、沈没、焼失、盗伐等天災、朽廃その他の事由により、物が物理的に全く滅失し、若しくはこれらに至らないまでも経済的、機能的にみてその効用・価値が実質的に失われたと認められるに至り、又は、権利その他の財産が法的に消滅し、若しくは経済的にみて実質的にその価値が失われたと認められるとき。ただし、台帳には喪失の原因を冠記する。</p> <p>この場合その他の事由としては、国以外の者からの取得時効が援用されたことにより所有権が消滅したとき等がある。</p>
<p>土地</p>	<p>収用補償追払</p>	<p>収用補償過払</p>	<p>国が土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定に基づき、土地又は立木竹を収用したとき。</p> <p>不服申立て、訴訟等の結果、収用補償の追払いをしたとき。</p> <p>収用補償の過払いを戻入したとき。</p>
<p>土 地</p>	<p>埋 立</p>		<p>公有水面埋立法の規定により、国が土地の所有権を取得したとき（本通達の記の第2の3の(3)参照）。</p>
	<p>地 均</p>		<p>庁舎、宿舍等を新営するため、新たにその敷地を造成したとき。ただし、従来から建物の敷地等であったものに庁舎等を新営するときの簡易な整地は、これに該当しない。</p>
<p>土地、立木竹、 建物、工作物</p>	<p>(何々法)による換地</p>	<p>(何々法)による引渡</p>	<p>国有地が土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号））又は土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号））による換地計画により換地処分を受けたとき。この場合の台帳価格は換地告示の日における時価とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良事業又は土地区画整理事業による換地計画により国有地が当該事業の施行区域内に編入され、法律の規定によって引渡した場合。

土地、立木竹、 建物、工作物、 船舶	公共物より 編入	公共物へ編入	2. 特別の法律により設立された法人に対し、当該特別法の規定により国の事務事業を当該法人が行うこととなった結果、関連する国の有する権利及び義務を承継したとき。 公共物を公共物以外の国有財産としたとき。(増) 公共物以外の国有財産を公共物としたとき。(減)
土地、建物、 工作物	実 測	実 測	測量により数量に増減が生じたため、それを台帳に登録するとき。この場合、増減に伴う価格を台帳価格により数量の増減に対する割合をもって算出し、必ず数量とともに登録するものとする。
土 地	(何々法)に よる権利変換	(何々法)に よる権利変換	都市再開発法第76条第1項又は第3項の規定により、国有地が共有の所有権の目的になったとき。
立 木 竹	新 植		庭木等立木竹を新たに植樹することを目的とする契約により取得したとき。 「購入」、「交換」等により土地、建物等を一括して取得した場合は、「購入」、「交換」等の用語をもって登録し、「新植」とはならないことに留意する。
		伐 採	立木竹を病虫害その他の被害等のため伐採したとき。 なお、「伐採」による台帳整理を行う場合、行政財産については用途廃止したのち伐採を行うものであるが、台帳整理上は「用途廃止」としないで「伐採」として減の整理を行う。
	移 植	移 植	移植によって口座間に異動があったとき。 なお、増減整理は、必ず同時に行うものとする。
	実 査	実 査	数量(立木にあつては立方メートル、竹にあつては束)測定の結果、数量の増減があったとき。
建 物	新 築		なお、価格の取扱いは、「実測」に準ずる。 国が直接に又は国以外の者との契約により、新たな建物を建築したとき。
	増 築		国が直接に又は国以外の者との契約により、既設の建物に建て増しをしたとき。
	改 築	改 築	国が直接に又は国以外の者との契約により、既設の建物を取りこわし、主としてその材料を使用し、元の位置に再築したとき。 1. 摘要欄中「主としてその材料を使用し」とは、当該建物の古材の数量をおおむね1/2以上使用したときである。 2. 改築により増となる価格は、使用した古

<p>建物、工作物、 機械器具、 船舶、航空機</p>	<p>移 築</p>	<p>移 築</p>	<p>材の評価価格に改築費を加算したものである。ただし、取りこわし費は除く。</p> <p>3. 改築のため解体した建物（減）及び新たに改築された建物（増）の台帳整理は、必ず同時に行うものとする。</p> <p>国が直接に又は国以外の者との契約により、建物を取りこわし、主としてその材料を使用し、異なる位置に建築したとき。</p> <p>1. 新たな建物を「異なる位置に建築する」ことを除き、その取扱いは「改築」と同様である。</p> <p>2. 所管換、所属替、種別替、用途変更及び整理替とともに移築をする場合には、まず、所管換等により台帳を整理した後、「移築」による整理を行うものとする。</p> <p>なお、「改築」に準ずる。</p> <p>老朽その他の原因等により、国の事務、事業の用に供しなくなった財産を取りこわし、その古材を物品に編入し又は廃棄したとき。</p> <p>なお、「取こわし」による台帳整理を行う場合、行政財産については用途廃止したのち取りこわしを行うものであるが、台帳整理上は「用途廃止」としないで「取こわし」として減の整理を行う。</p>
	<p>修 繕</p>	<p>取こわし</p>	<p>建物等の減耗を回復するにとどまらず、更に改良を加え財産価値又は耐用年数を増加させる工事を行ったとき。</p> <p>なお、単なる減耗回復のための工事については、台帳整理は行わない（本通達の記の第2の3の(1)参照）。</p>
<p>建物、工作物、 機械器具、 船舶</p>	<p>模 様 替</p>	<p>模 様 替</p>	<p>建物等の主要構造を変更することなく、財産を効率的に使用するため、改良工事を行ったとき（本通達の記の第2の3の(1)参照）。</p> <p>なお、「建物等の主要構造を変更することなく改良したとき」とは必ずしも財産の価値増加を意味するものではなく、国有財産を効率的に使用するため、壁、柱、床、間仕切等の変更工事又は中二階の建築工事等が行われたときである。したがって、建物の「模様替」により延面積に増減が生ずることはあるが、建面積に増減は生じない。</p>
	<p>復 旧</p>		<p>建面積の増減を伴う工事は、「増築」又は「改築」として整理する。</p> <p>建物等が天災、火災等により使用に耐えなくなり、台帳から除外したその財産を再び使用できるよう復旧したとき。なお、上記の台帳からの除外は、「喪失」として整理することに留意する。</p>

建物、工作物、 機械器具	移 転	移 転	<p>財産の原形を維持したままその位置を変更し、口座間に異動があったとき。この場合、台帳の数量及び価格は変更しない。</p> <p>なお、この増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p>
建 物	従物新設		<p>建物の本体に付属するもので、建物の財産価値に影響を及ぼす従物(工作物として整理されるものを除く。以下同じ。)を新設したとき。</p> <p>なお、建物の従物を新たに設置した場合には、その価格を「従物新設」増として価格のみを台帳に記載した上建物価格に合算し、備考欄に従物名を記載する。</p>
	従物増設		<p>建物の本体に付属するもので、建物の財産価値に影響を及ぼす従物を増設したとき。</p>
	従物移設	従物移設	<p>建物の本体に付属するもので、建物の財産価値に影響を及ぼす従物を取りこわし、主としてその材料を使用し、異なる位置に従物を設置したとき。</p> <p>この増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p>
	従物改設	従物改設	<p>建物の本体に付属するもので、建物の財産価値に影響を及ぼす従物を取りこわし、主としてその材料を使用し、元の位置に従物を設置したとき。</p> <p>この増減整理は、必ず同時に行うものとする。</p>
建物、工作物	土地区画整理 による換地 現物賠償	従物取こわし	<p>建物の本体に付属するもので、建物の財産価値に影響を及ぼす従物を取り除いたとき。</p> <p>土地区画整理法第93条の規定による立体換地により建物及び工作物を取得したとき。</p> <p>債務不履行等に基づく相手方の原状回復義務等の履行によって財産を取得したとき。</p>
工 作 物	新 設		<p>国が直接に又は国以外の者との契約により、新たな工作物を設置したとき。</p>
	増 設		<p>国が直接に又は国以外の者との契約により、既設の工作物に増設をしたとき。</p>
	移 設	移 設	<p>国が直接に又は国以外の者との契約により、工作物を取りこわし、主としてその材料を使用し、異なる位置に工作物を設置したとき。</p>
	改 設	改 設	<p>1. 所管換、所属替、種別替、用途変更及び整理替とともに移設する場合には、先ず所管換等により台帳を整理した後、「移設」により整理するものとする。</p> <p>2. この他、建物の「移築」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>国が直接に又は国以外の者との契約によ</p>

機 械 器 具		(何法) により交換	り、工作物を取りこわし、主としてその材料を使用し、元の位置に工作物を設置したとき。 なお、建物の「改築」に準じて取り扱うものとする。 法附則第4条により財務省所管一般会計の普通財産として管理されている機械器具について、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第9条の規定に基づいて交換したとき。 なお、受財産は物品として整理される。 法附則第4条の機械器具を各省各庁において所管換を受け、その財産を各省各庁が物品に編入したとき。 なお、「物品へ編入」の手続は、「所管換」として台帳整理をした後、直ちに行うものとする。
船舶、航空機	新 造		物品へ編入
	改 造	改 造	国が国以外の者との契約により、新たに船舶又は航空機を新造したとき。 船舶又は航空機の改造を行った場合で、台帳整理は価格のみについて行う。 ただし、船舶で数量(トン数)の増減があるものについては、「改測」として整理する。 なお、「改築」に準ずる。
	属具取付		属具を新たに(又は追加して)取り付けたとき。
	属具移設	属具移設	属具を他の船舶(航空機)へ移設したとき。 この増減整理は、同一区分内の異動で必ず同時に行うものとする。
	属具改設	属具改設	属具を改設したとき。 この増減整理は、必ず同時に行うものとする。
船 舶	改 測	改 測	属具を取りはずしたとき。「属具移設」又は「属具改設」に伴う場合を除く。 船舶の「改造」、「模様替」等により「トン数」に変更を生じたとき。 「改測」による増減整理は、旧「トン数」を減、新「トン数」を増とし、必ず同時に行うものとする。
地上権等	設 定		1. 地上権、地役権等の権利を設定し取得したとき。 2. 都市再開発法第88条第1項の規定に基づく都市再開発事業により施設建築物の一部が与えられたことに伴い地上権を取得したとき。
特許権等	登 録		国において、新たに特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び育成者権等の設定の登録

政府出資等	<p>創 作</p> <p>出 資</p> <p>出資金回収</p> <p>株式分割</p> <p>株式無償割当て</p> <p>再 交 付</p>	<p>出資金回収</p> <p>出資金回収不能</p> <p>資本金減少</p> <p>株式併合</p>	<p>をしたとき。</p> <p>国において、新たに著作物（著作物とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定するものであって、同法第10条第1項各号に例示されているものをいう。）を創作したとき。</p> <p>国が財産を出資したことにより、株式又は出資による権利を取得したとき。</p> <p>1. 国の所有している株式又は出資による権利を、会社法第504条の規定による清算に伴う残余財産の分配その他の理由により、極めて例外的に有価証券をもって回収することがあった場合において、これを台帳に登録するとき（増）。</p> <p>2. 1により有価証券又は金銭等をもって回収したことに伴い台帳から除外するとき（減）。</p> <p>国が所有している株式又は出資による権利を、会社法第504条の規定による清算に伴う残余財産の分配その他の理由により、回収することが不能となったとき。</p> <p>国が所有している株式及び出資による権利に係る法人が法令の規定により資本金を減少したとき。</p> <p>国が所有している株式について、会社法第183条の規定により株式分割が行われたとき。この場合、台帳には数量（増）の整理のみを行う。</p> <p>国が所有している株式について、会社法第185条の規定により株式無償割当てが行われたとき。この場合、台帳には数量（増）の整理のみ行う。</p> <p>国が所有している有価証券等が盗難、紛失又は焼失等のため、一定の手続を経て発行会社から再交付されたとき。</p> <p>国の所有している株式について、会社法第180条の規定により株式併合が行われたとき。この場合、台帳には数量（減）の整理のみ行う。</p>
-------	--	--	--